

令和2年度及び3年度の市債活用の考え方について

1 趣旨

(1) 「横浜市将来にわたる責任ある財政運営の推進に関する条例」に基づく財政目標等の位置付け

- 本市では、標記条例（平成26年6月制定）のもと、市長と議会の双方が、財政運営の基本原則や責務を共有しながら、将来にわたり責任ある財政運営を進めています。
- そのため、市長は、中期4か年計画で財政目標を設定し（第4条第1項）、その達成に向けた取組を明らかにするとともに、その進捗状況を議会へ報告する（第5条第1項）こととしています。また、社会経済情勢の変化を勘案して、必要があると認めるとき、市長は、財政目標等の変更をすることができるものと規定されています（第4条第2項、第5条第2項）。

（目標の設定）

第4条 市長は、第1条の目的を達成し、及び将来にわたる市民生活の安定を確保するため、横浜市議会基本条例（平成26年3月横浜市条例第16号）第13条第2号に規定する基本計画（以下「基本計画」という。）において、財政の健全性の維持のための目標を設定するものとする。

2 市長は、社会経済情勢の変化を勘案し、必要があると認めるときは、前項の目標を変更することができる。

（取組）

第5条 市長は、前条第1項の目標の達成に資する実効性のある取組を基本計画において定めるとともに、取組の進捗状況を議会に報告するものとする。

2 市長は、社会経済情勢の変化を勘案し、必要があると認めるときは、前項の取組を変更することができる。

- 中期4か年計画（2018～2021）の財政運営では、市債活用について、「横浜方式のプライマリーバランス」を計画期間の前半2か年は赤字、後半2か年は黒字とし、4か年通期で均衡を確保することを財政目標とし、この間、令和2年度9月補正予算案に至るまで、計画的に市債活用に取り組んできました。

(2) コロナ禍による状況の変化

- しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響により、計画期間後半の市税収入は、8月時点の概算見込段階で、大きく減収になることが見込まれています。

市税減収見込（8月概算見込額、令和2年度当初予算比）

令和2年度：▲50億円、令和3年度：▲460億円

- このような市税収入の減収が見込まれる中、減収相当分を歳出事業の見直しにより捻出することは、市民生活や市内経済へ支障が生じることが考えられるため、市債活用による対応を検討する必要があります。

具体的には、令和2年度及び3年度の市債活用として、2年度当初予算時に見込んでいた計画期間後半の臨時財政対策債に加え、さらなる赤字地方債の活用を検討していきます。同時に、市債活用にかかる財政目標について、2年度中に、目標を変更する必要があると考えています。

財政目標変更の検討が必要な指標

横浜方式のプライマリーバランス、一般会計が対応する借入金残高

- 今後、令和2年度下半期の新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえた収支管理や3年度の予算編成を進め、年末年始にかけて、市税収入の見込み直しや、令和3年度政府予算案や地方財政対策の内容確認、本市財政への適用の見極め等を行い、さらなる赤字地方債の活用額や財政目標の変更内容について、令和3年第1回市会定例会の当委員会にて、ご報告させていただきます。予定です。

2 令和2年度及び3年度の市税収入見込額（8月概算見込額）

- 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた法人の経営状況や徴収猶予の特例による影響、経済指標等により、8月時点での市税収入額を見込みました。令和2年度は当初予算計上額から▲50億円、3年度は2年度当初予算計上額から▲460億円、それぞれ減収することが見込まれます。
- 市税収入額については、今後、年末年始にかけて、最新の経済情勢や法人の申告状況等を踏まえ、見込額を精査していくとともに、2年度の減収については、2月補正で減額していきます。

〈参考1〉市税における令和2年度と3年度の収入見込額（令和2年8月時点）

（単位：億円、％）

	令和2年度				令和3年度		
	当初予算計上額※1 A	8月概算見込額 B	2年度当初予算計上額(A)との比較		8月概算見込額 C	2年度当初予算計上額(A)との比較	
			伸び率	差引 B-A		伸び率	差引 C-A
市税合計	8,441 (8,461)	8,390	▲ 0.6 (▲0.9)	▲ 50 (▲70)	7,980	▲ 5.4 (▲5.6)	▲ 460 (▲480)
個人市民税	4,177	4,130	▲ 1.0	▲ 40	3,900	▲ 6.7	▲ 280
法人市民税	475	450	▲ 5.9	▲ 30	300	▲ 36.3	▲ 170
固定資産税	2,770 (2,790)	2,800	1.1 (0.3)	30 (10)	2,770 [2,830]	▲ 0.1 [2.1]	0 [60]
その他	1,018	1,010	▲ 1.0	▲ 10	1,020	▲ 0.3	0

*1 ()は当初予算計上額に年間補正財源としての留保分20億円(固定資産税)を加えた当初実収見込額

*2 []は中小企業等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る軽減措置を除いた数値

*3 令和2・3年度の8月概算見込額及び差引については、10億円単位で概数での表示としており、合計が一致しない場合があります

3 令和2年度及び3年度の市債活用の考え方

- 市税収入の減収に対しては、地方交付税制度で財政措置されている内容として、減収補填債（赤字地方債）の発行が認められています。また、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた地方税法等の一部改正により、市税の徴収猶予の特例による猶予特例債（赤字地方債）の発行も認められています。3年度の財政措置については、国が年末に公表する令和3年度政府予算案や地方財政対策で明らかになる予定です。
- 国に対しては、令和2年度と3年度の財政収支に影響を生じさせないよう財政措置することや、減収補填債の起債対象を拡大することなどを引き続き、要望していきます。

地方交付税制度等で財政措置されている内容

①減収補填債の発行

普通交付税の決定後（7月）に当該年度の標準税収入額と税収額との差を精算するために発行することが認められた地方債

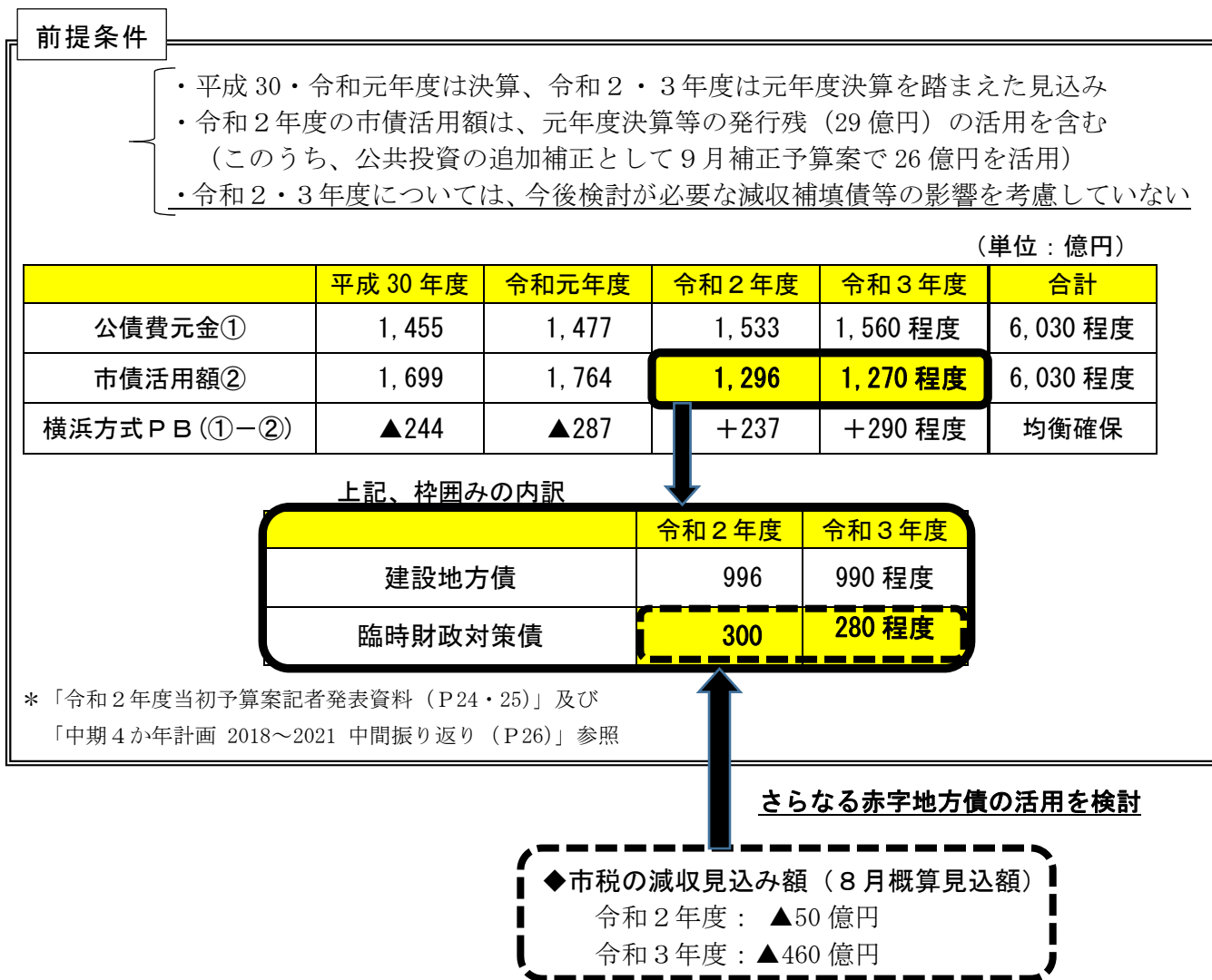
＜起債対象：法人市民税、利子割交付金、法人事業税交付金＞

②地方税の徴収猶予に伴う減収への対応

地方税法に基づく地方税の徴収猶予に伴い生じる一時的な資金減に対応するため、猶予特例債を創設（地方税法等改正済（令和2年4月））

＜起債対象：徴収猶予となった全ての税目＞

〈参考2〉中期4か年計画の計画的な市債活用



〈参考3〉中期4か年計画（2018～2021）における財政目標変更の検討が必要な指標（財政運営1における目標（条例第4条）及び取組（条例第5条））

財政運営1 計画的な市債活用による一般会計が対応する借入金残高の管理					
【目標】					
<ul style="list-style-type: none"> ・横浜の成長・発展に向けた投資や公共施設の保全・更新への本格的な対応に、計画的に市債が活用されています。 ・将来世代に過度な負担が先送りされないよう、一般会計が対応する借入金残高が適切に管理されています。 					
	指標	平成30年度	令和元年度	目標値（3年度末）	所管
計画的な市債発行を通じた借入金残高の適切な管理					
1	横浜方式のプライマリーバランス	▲244億円	▲287億円	「4か年（平成30～令和3年度）通期」での均衡確保	財政局
2	一般会計が対応する借入金残高	3兆1,570億円	3兆1,648億円	平成29年度末残高の水準以下	財政局
【取組】					
1 中長期的な視点からの計画的な市債活用と残高管理					
2 社会経済情勢の変化等により一般会計での負担が必要となった事業への適切な対応					
3 特別会計・企業会計のさらなる健全化の推進					

※ 中期4か年計画におけるその他の財政運営の目標（条例第4条）及び取組（条例第5条）

財政運営2 財源の安定的な確保による財政基盤の強化						
【目標】						
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市税収入は税務行政の適正な推進と納税者の利便性向上により、安定的な確保が図られています。 ・ 全庁的な債権管理のさらなる適正化の推進により、未収債権の収納率の向上や、未収債権額（滞納額）の縮減が図られています。 						
	指標	平成30年度	令和元年度	目標値（3年度末）	所管	
1	未収債権額全体（一般会計・特別会計）	242億円	241億円	220億円	財政局	
2	収納率* （現年度分と滞納繰越分の合計値）	国民健康保険料	89.3%	90.1%	91.3%	健康福祉局
		市税	99.2%	99.2%	99.3%	財政局
		介護保険料	97.9%	98.2%	98.1%	健康福祉局
		保育料	98.5%	98.9%	98.2%	こども青少年局
	後期高齢者医療保険料	99.1%	99.0%	98.9%	健康福祉局	
※強制徴収公債権のうち主なもの						
【取組】 1 税務行政の公平かつ適正な推進 2 税務のさらなる電子化 3 全庁的な債権管理の適正化の推進						
財政運営3 保有資産の適正管理・戦略的活用						
【目標】						
<ul style="list-style-type: none"> ・ 本市で保有する土地・建物について、適正な管理のもと、用途廃止施設の適切な後利用に取り組みとともに、利活用が可能と考える資産については、公共公益的な利用をはじめ、財源確保に向けた売却等が積極的に進められています。 ・ 市立小中学校や市営住宅等の建替えなどの機会をとらえた多目的化や複合化等の公共建築物の再編整備や、市民利用施設の効率的な運営や受益者負担の適正化など、時代に即した施設の配置・運営が進んでいます。 						
	指標	平成30年度	令和元年度	目標値（3年度末）	所管	
1	資産の利活用の推進 （事業提案型公募*等による利活用）	利活用が決定した資産の面積 6.0ha	利活用が決定した資産の面積 4.5ha （累計 10.6ha）	利活用が決定した資産の面積 10.0ha以上	財政局等	
2	公共建築物のマネジメントの推進	推進	推進	マネジメントの推進	財政局等	
※周辺地域等の意向や当該資産の望ましい利用用途等も想定したうえで民間事業者から資産活用の提案を受ける公募手法						
【取組】 1 資産の利活用の推進 2 公有財産分野における人材育成、財産管理の適正化 3 公共建築物のマネジメントの推進 ～施設の多目的化や複合化等の将来を見据えた取組～ 4 市民利用施設の効率的な運営と受益者負担の適正化						
財政運営4 効率的な財政運営の推進						
【目標】						
<ul style="list-style-type: none"> ・ 厳しい財政状況の中にあっても計画の着実な推進に向け、職員一人ひとりがコスト意識を持ち、経費の縮減や財源確保が徹底されています。 ・ 多様な公民連携や民間資金活用の手法を積極的に検討・導入することにより、市内経済の活性化と行政の効率性の両面から、施策・事業の成果が着実にあげられています。 						
	指標	平成30年度	令和元年度	目標値（3年度末）	所管	
1	経費の縮減・財源の確保	▲500億円の収支不足額を解消し、令和元年度予算を編成	▲320億円の収支不足額を解消し、令和2年度予算を編成。台風被災対応のため、補正予算を編成	財政見通しの収支不足額を解消し、計画を推進	財政局、政策局、総務局、全区局	
2	新たな発想に基づく多様な公民連携手法・民間資金活用の検討・導入 （一部再掲：行政運営4）	SIB・公共空間活用モデル事業実施	公共空間活用の手引き策定、SIBモデル事業（成果連動型）実施	導入	政策局、全区局	
【取組】 1 不断の行財政改革等による経費縮減・財源確保等の徹底 2 多様な公民連携手法・民間資金活用の検討・導入 3 現場主義とトップマネジメントの視点に基づいた予算編成の実施						
財政運営5 財政運営の透明性の確保・向上						
【目標】						
<ul style="list-style-type: none"> ・ 中期的な財政見直しや長期的な財政見直しを作成・公表することにより、中・長期的な視点を持った財政運営が進められています。 ・ 予算・決算や、統一的な基準に基づく財務書類等の財政情報が発信され、財政運営の透明性が向上しています。 						
	指標	平成30年度	令和元年度	目標値（3年度末）	所管	
1	財政見通しの公表 ①中期的な財政見直し ②長期的な財政見直し	①実施 （中期計画策定時、令和元年度予算編成開始時・予算案公表時） ②実施 （中期計画策定時）	① 実施 （令和2年度予算編成開始時・予算案公表時） ② 実施 （大都市行財政制度特別委員会、令和元年8月） ※2040年度までの市税・社会保障経費等の見直し	①実施 （中期計画策定時、毎年度の予算編成開始時・予算案公表時） ②実施 （中期計画策定時）	財政局	
2	わかりやすい財政情報の提供 ①投資家向け地方債IR活動件数 ②大学等での出前財政講座などの広報活動件数	①63件 ②5件	①61件 ②6件	①35件以上/年 ②8件以上/年	財政局	
【取組】 1 財政見通しの公表 2 わかりやすく、利活用しやすい財政情報の「見える化」の推進						